

牧之原市自動体外式除細動器地域貸出協力制度要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民等が心肺停止状態に陥ったときの救命率向上を図るため、市内の企業、事業所（以下「事業所」という。）が所有する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を、求めにより貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業所の範囲と登録の方法)

第2条 協力できる事業所の範囲は、市内に所在する事業所とする。

2 市は別に定める協定書を締結した事業所を協力事業所として登録する。

(協定書の有効期間)

第3条 協定書の有効期間は、協定書締結日から協力事業所が登録を抹消する意向を市に申し出るまでの間とする。

(貸出の原則)

第4条 協力事業所は、平常時であって、必要とする者の求めにより、AEDの貸出すこととする。

(免責)

第5条 協力事業所は、人命の救助のためのAEDの貸出による処置中又は処置後について、責任を有しないものとする。

(借受者の責務)

第6条 AEDの借受を要請する者は、協力事業所に備えてある貸出簿に住所、氏名及び連絡先を記入し借受け、使用後は直ちに返却しなければならない。

(住民への周知)

第7条 市は、協力事業所をホームページ、広報紙等で住民に周知する。また、協力事業所は市が作製した統一看板を設置する。

(AEDの補修負担)

第8条 AEDの貸出協力により電極パッドを使用した場合についての交換費用は、市が負担する。

附 則

この告示は、平成21年1月19日から施行する。